

## 建設業、トラック・バス・タクシードライバーの「働き方改革」を進めるため、 すべての事業者の皆さまに、お願いします

～ 適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト「はたらきかたススめ」ぜひご覧ください！ ～

いよいよ **2024年4月**から、建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーについても、時間外労働の上限規制が適用されます。

建設業、運輸業は、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、国民生活になくてはならない存在ですが、他の業種に比べ残業が多い実態にあります。働く方の健康を守り、「働き方改革」を進めるため、建設業・運輸業以外の事業者の皆さまにおかれましても、以下について、ご協力・ご配慮をお願いします。

▼具体的にはこちら▼

### トラック

トラックドライバーは自動車運転の業務を行う方の中でも、特に労働時間が長い状況にあります。荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担になることもあり、トラック運送事業者と荷主が協力して荷待ち時間の削減に取り組む等、トラック運送事業者が効率よく業務を行えるよう配慮をお願いします。

### バス・タクシー

バス・タクシーのドライバーは、事業者の努力やコロナの影響等もあり、労働時間が短くなってきているものの、他の産業と比べると、労働時間は長い状況にあります。貸切りバスや送迎バスなどをお願いするときには、行程やダイヤについて事業者の方とよく話し合うようにしましょう。

### 建設業

著しく短い工期が設定されると、建設業で働く方の長時間労働の原因となり、休暇がとりにくくなることにつながります。工事を発注、受注するに当たっては、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなどして、働く方の休日数も考慮した工期を設定することが必要です。

◎詳しくは特設サイト「はたらきかたススめ」へ！

(働き方改革PR動画を順次公開中！適用猶予業種（医師含む）の事業主向け情報も掲載しています)



<https://hatarakikatatusume.mhlw.go.jp/index.html>

【お問い合わせ先】千葉労働局労働基準部監督課 電話：043-221-2304